

○熊本市建築審査会条例〔建築指導課〕

昭和46年3月15日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、熊本市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人をもって組織する。

(平14条例44・一部改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(平28条例26・追加)

(招集)

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ、会議の日時、場所及び会議に付議すべき事案を示して委員に招集の通知をしなければならない。

3 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに会議を招集しなければならない。

(1) 市長から法その他の関係法律の規定に基づいて同意を求められたとき。

(2) 法第94条第2項の規定に基づいて裁決するとき。

(3) 市長から諮問があったとき。

(4) 委員4人以上の者から会議に付議する事案を示して招集の請求があったとき。

(平14条例44・平14条例45・一部改正、平28条例26・旧第3条繰下・一部改正)

(会議)

第5条 会議の議長は、会長をもってこれに充てる。

2 会議は、委員の定数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによ

る。

- 4 前2項及び第7条の規定による会議又は議事の定足数については、会長は、委員として計算するものとする。

(平14条例44・一部改正、平28条例26・旧第4条繰下・一部改正)

(委員以外の者の出席)

- 第6条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞き、若しくは説明を求め、又は必要な資料を提出させることができる。

(平28条例26・旧第5条繰下)

(会議の公開)

- 第7条 会議は、公開する。ただし、会長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

(平28条例26・旧第6条繰下)

(幹事及び書記)

- 第8条 審査会に幹事及び書記を置く。

- 2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が命ずる。
- 3 幹事は、会長の命を受け、庶務进行处理する。
- 4 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(平28条例26・旧第7条繰下)

(委任)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

(平28条例26・旧第8条繰下)

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月25日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日条例第26号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。